

改正案	現行
<p>（手続の補正）</p> <p>第二条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の規定にかかわらず、第十四条の二第一項の訂正に係る訂正書に添付した訂正した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面については、その補正をすることができない。</p> <p>4・5（略）</p> <p>（手続の却下）</p> <p>第二条の三 特許庁長官は、前条第四項、第六条の二又は第十四条の三の規定により手続の補正をすべきことを命じた者がこれらの規定により指定した期間内にその補正をしないときは、その手続を却下することができる。</p> <p>（実用新案登録出願等に基づく優先権主張）</p> <p>第八条 実用新案登録を受けようとする者は、次に掲げる場合を除き、その実用新案登録出願に係る考案について、その者が実用新案登録又は特許を受ける権利を有する実用新案登録出願又は特許出願であつて先にされたもの（以下「先の出願」という。）の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面（先の出願が特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願である場合にあつては、同条第一項の外国語書面）に記載された考案に基づいて優先権を主張することができる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 先の出願が第十一条第一項において準用する特許法第四十条第一項の規定による実用新案登録出願の分割に係る新たな実用新案登録出願若しくは第十条第一項若しくは第二項の</p>	<p>（手続の補正）</p> <p>第二条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の規定にかかわらず、第十四条の二第一項の訂正に係る訂正書に添付した訂正した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面については、その補正をすることができない。</p> <p>4・5（略）</p> <p>（手続の却下）</p> <p>第二条の三 特許庁長官は、前条第三項又は第六条の二の規定により手続の補正をすべきことを命じた者が同項又は同条の規定により指定した期間内にその補正をしないときは、その手続を却下することができる。</p> <p>（実用新案登録出願等に基づく優先権主張）</p> <p>第八条 実用新案登録を受けようとする者は、次に掲げる場合を除き、その実用新案登録出願に係る考案について、その者が実用新案登録又は特許を受ける権利を有する実用新案登録出願又は特許出願であつて先にされたもの（以下「先の出願」という。）の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面（先の出願が特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願である場合にあつては、同条第一項の外国語書面）に記載された考案に基づいて優先権を主張することができる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 先の出願が第十一条第一項において準用する特許法第四十条第一項の規定による実用新案登録出願の分割に係る新たな実用新案登録出願若しくは第十条第一項若しくは第二項の</p>

規定による出願の変更に係る実用新案登録出願又は同法第四十四条第一項の規定による特許出願の分割に係る新たな特許出願、同法第四十六条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更に係る特許出願若しくは同法第四十六条の第二項の規定による実用新案登録に基づく特許出願である場合

三〇五 (略)

二〇四 (略)

(出願の変更)

第十条 特許出願人は、その特許出願(特許法第四十六条の第二項の規定による実用新案登録に基づく特許出願(同法第四十四条第二項(同法第四十六条第五項において準用する場合を含む。))の規定により当該特許出願の時にしたものとみなされるものを含む。))を除く。))を実用新案登録出願に変更することができる。ただし、その特許出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の際本の送達があつた日から三十日を経過した後又はその特許出願の日から九年六月を経過した後は、この限りでない。

2 意匠登録出願人は、その意匠登録出願(意匠法第十三条第五項において準用する同法第十条の第二項の規定により特許法第四十六条の第二項の規定による実用新案登録に基づく特許出願の時にしたものとみなされる意匠登録出願(意匠法第十条の第二項の規定により当該意匠登録出願の時にしたものとみなされるものを含む。))を除く。))を実用新案登録出願に変更することができる。ただし、その意匠登録出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の際本の送達があつた日から三十日を経過した後又はその意匠登録出願の日から九年六月を経過した後は、この限りでない。

三〇九 (略)

(実用新案技術評価の請求)

第十二条 (略)

規定による出願の変更に係る実用新案登録出願又は同法第四十四条第一項の規定による特許出願の分割に係る新たな特許出願若しくは同法第四十六条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更に係る特許出願である場合

三〇五 (略)

二〇四 (略)

(出願の変更)

第十条 特許出願人は、その特許出願を実用新案登録出願に変更することができる。ただし、その特許出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の際本の送達があつた日から三十日を経過した後又はその特許出願の日から五年六月を経過した後は、この限りでない。

2 意匠登録出願人は、その意匠登録出願を実用新案登録出願に変更することができる。ただし、その意匠登録出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の際本の送達があつた日から三十日を経過した後又はその意匠登録出願の日から五年六月を経過した後は、この限りでない。

三〇九 (略)

(実用新案技術評価の請求)

第十二条 (略)

- 2| 前項の規定による請求は、実用新案権の消滅後においても、
| することができる。ただし、実用新案登録無効審判により無効
| にされた後は、この限りでない。
- 3| 前二項の規定にかかわらず、第一項の規定による請求は、そ
| の実用新案登録に基づいて特許法第四十六条の二第一項の規定
| による特許出願がされた後は、することができない。
- 4| 特許庁長官は、第一項の規定による請求があつたときは、審
| 査官にその請求に係る実用新案技術評価の報告書（以下「実用
| 新案技術評価書」という。）を作成させなければならない。
- 5| 6| （略）
- 7| 実用新案登録出願人又は実用新案権者でない者から第一項の
| 規定による請求があつた後に、その請求に係る実用新案登録（
| 実用新案登録出願について同項の規定による請求があつた場合
| におけるその実用新案登録出願に係る実用新案登録を含む。）
| に基づいて特許法第四十六条の二第一項の規定による特許出願
| がされたときは、その請求は、されなかつたものとみなす。こ
| の場合において、特許庁長官は、その旨を請求人に通知しなけ
| ればならない。

第十三条 （略）

- 2| 特許庁長官は、実用新案登録出願人又は実用新案権者でない
| 者から実用新案技術評価の請求があつたときは、その旨を実用
| 新案登録出願人又は実用新案権者に通知しなければならない。
- 3| 特許庁長官は、実用新案技術評価書の作成がされたときは、
| その謄本を、請求人が実用新案登録出願人又は実用新案権者で
| あるときは請求人に、請求人が実用新案登録出願人又は実用新
| 案権者でないときは請求人及び実用新案登録出願人又は実用新
| 案権者に送達しなければならない。

- 2| 特許庁長官は、前項の規定による請求があつたときは、審査
| 官にその請求に係る実用新案技術評価の報告書（以下「実用新
| 案技術評価書」という。）を作成させなければならない。
- 3| 第一項の規定による請求は、実用新案権の消滅後においても
| 請求することができる。ただし、実用新案登録無効審判により
| 無効にされた後は、この限りでない。

4| 5| （略）

第十三条 （略）

(実用新案権の設定の登録)

第十四条 (略)

2 (略)

3 前項の登録があつたときは、次に掲げる事項を実用新案公報に掲載しなければならない。

一 三 (略)

四 願書に添付した明細書及び実用新案登録請求の範囲に記載した事項並びに図面の内容

五 七 (略)

4 (略)

(明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正)

第十四条の二 実用新案権者は、次に掲げる場合を除き、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正を一回に限りすることができる。

一 第十三条第三項の規定による最初の実用新案技術評価書の謄本の送達があつた日から二月を経過したとき。

二 実用新案登録無効審判について、第三十九条第一項の規定により最初に指定された期間を経過したとき。

2 前項の訂正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

一 実用新案登録請求の範囲の減縮

二 誤記の訂正

三 明りようでない記載の釈明

3 第一項の訂正は、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面(前項第二号に掲げる事項を目的とする訂正の場合にあつては、願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面)に記載した事項の範囲内においてしなければならない。

4 第一項の訂正は、実質上実用新案登録請求の範囲を拡張し、又は変更するものであつてはならない。

5 特許法第四条の規定は、第一項第一号に規定する期間に準用する。

(実用新案権の設定の登録)

第十四条 (略)

2 (略)

3 前項の登録があつたときは、次に掲げる事項を実用新案公報に掲載しなければならない。

一 三 (略)

四 願書に添付した明細書に記載した考案の名称及び図面の簡単な説明、実用新案登録請求の範囲並びに図面の内容

五 七 (略)

4 (略)

(明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正)

第十四条の二

- 6| 第一項の訂正をする者がその責めに帰することができない理由により同項第一号に規定する期間を経過するまでにその訂正をすることができないときは、同号の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内にその訂正をすることができ⁹
- 7| 実用新案権者は、第一項の訂正をする場合のほか、請求項の削除を目的とするものに限り、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正をすることができる。ただし、実用新案登録無効審判が特許庁に係属している場合において第四十一条において準用する特許法第五十六条第一項の規定による通知があつた後（同条第二項の規定による審理の再開がされた場合にあつては、その後更に同条第一項の規定による通知があつた後）は、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正をすることができない。
- 8| 第一項及び前項の訂正は、実用新案権の消滅後においても、することができ。ただし、実用新案登録無効審判により無効にされた後は、この限りでない。
- 9| 第一項又は第七項の訂正をするには、訂正書を提出しなければならぬ。
- 10| 第一項の訂正をするときは、訂正書に訂正した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面を添付しなければならない。
- 11| 第一項又は第七項の訂正があつたときは、その訂正後における明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面により実用新案登録出願及び実用新案権の設定の登録がされたものとみなす。
- 12| 第一項又は第七項の訂正があつたときは、第一項の訂正にあつては訂正した明細書及び実用新案登録請求の範囲に記載した事項並びに図面の内容を、第七項の訂正にあつてはその旨を、実用新案公報に掲載しなければならぬ。
- 13| 特許法第二百二十七条及び第三百三十二条第三項の規定は、第一項及び第七項の場合に準用する。

- 2| 実用新案権者は、請求項の削除を目的とするものに限り、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正をすることができる。ただし、実用新案登録無効審判が特許庁に係属している場合において第四十一条において準用する特許法第五十六条第一項の規定による通知があつた後（同条第二項の規定による審理の再開がされた場合にあつては、その後更に同条第一項の規定による通知があつた後）は、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正をすることができない。
- 2| 前項の訂正は、実用新案権の消滅後においても、することができ。ただし、実用新案登録無効審判により無効にされた後は、この限りでない。
- 3| 第一項の訂正があつたときは、その訂正後における明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面により実用新案登録出願及び実用新案権の設定の登録がされたものとみなす。
- 4| 第一項の訂正があつたときは、その旨を実用新案公報に掲載しなければならぬ。
- 5| 特許法第二百二十七条及び第三百三十二条第三項の規定は、第一項の場合に準用する。

(訂正に係る補正命令)

第十四条の三 特許庁長官は、訂正書(前条第一項の訂正に係るものに限る。)の提出があつた場合において、その訂正書に添付した訂正した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の記載が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を指定して、その訂正書に添付した訂正した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面について補正をすべきことを命ずることができ、

一 その訂正書に添付した訂正した実用新案登録請求の範囲に記載されている事項により特定される考案が物品の形状、構造又は組合せに係るものでないとき。

二 その訂正書に添付した訂正した実用新案登録請求の範囲に記載されている事項により特定される考案が第四条の規定により実用新案登録をすることができないものであるとき。

三 その訂正書に添付した訂正した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の記載が第五条第六項第四号又は第六条に規定する要件を満たしていないとき。

四 その訂正書に添付した訂正した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは図面に必要な事項が記載されておらず、又はその記載が著しく不明確であるとき。

(存続期間)

第十五条 実用新案権の存続期間は、実用新案登録出願の日から十年をもつて終了する。

(無効審判の請求登録前の実施による通常実施権)

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者であつて、特許法第二百二十三条第一項の特許無効審判(以下この項において単に「特許無効審判」という。)の請求の登録前に、特許が同項各号のいずれかに規定する要件に該当することを知らないで、日本国内において当該発明の実施である事業をしているもの又はその事業の準備をしているものは、その実施又は準備をしている

(存続期間)

第十五条 実用新案権の存続期間は、実用新案登録出願の日から六年をもつて終了する。

(無効審判の請求登録前の実施による通常実施権)

第二十条 次の各号の「」に該当する者であつて、特許法第二百二十三条第一項の審判の請求の登録前に、特許が同項各号の「」に規定する要件に該当することを知らないで、日本国内において当該発明の実施である事業をしているもの又はその事業の準備をしているものは、その実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において、その特許を無効にした場合における実

発明及び事業の目的の範囲内において、その特許を無効にした場合における実用新案権又はその際現に存する専用実施権について通常実施権を有する。

一・二 (略)

三 前二号に掲げる場合において、特許無効審判の請求の登録の際現にその無効にした特許に係る特許権についての専用実施権又はその特許権若しくは専用実施権についての特許法第九十九条第一項の効力を有する通常実施権を有する者

2 (略)

(実用新案権者等の責任)

第二十九条の三 (略)

2 前項の規定は、実用新案登録出願の願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面についてした第十四条の二第一項又は第七項の訂正により実用新案権の設定の登録の際における実用新案登録請求の範囲に記載された考案の範囲に含まれないこととなつた考案についてその権利を行使し、又はその警告をした場合に準用する。

(登録料)

第三十一条 実用新案権の設定の登録を受ける者又は実用新案権者は、登録料として、実用新案権の設定の登録の日から第十五条に規定する存続期間の満了の日までの各年について、一件ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならない。

各年の区分	金額
第一年から第三年まで	毎年二千五百円につき百円を加えた額

用新案権又はその際現に存する専用実施権について通常実施権を有する。

一・二 (略)

三 前二号に掲げる場合において、特許法第二百二十三条第一項の審判の請求の登録の際現にその無効にした特許に係る特許権についての専用実施権又はその特許権若しくは専用実施権についての同法第九十九条第一項の効力を有する通常実施権を有する者

2 (略)

(実用新案権者等の責任)

第二十九条の三 (略)

2 前項の規定は、実用新案登録出願の願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面についてした第十四条の二第一項の訂正により実用新案権の設定の登録の際における実用新案登録請求の範囲に記載された考案の範囲に含まれないこととなつた考案についてその権利を行使し、又はその警告をした場合に準用する。

(登録料)

第三十一条 実用新案権の設定の登録を受ける者又は実用新案権者は、登録料として、実用新案権の設定の登録の日から第十五条に規定する存続期間の満了の日までの各年について、一件ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならない。

各年の区分	金額
第一年から第三年まで	毎年七千六百円につき七百円を加えた額

第四年から 第六年まで	毎年六千五百円につき三百円を加えた額
第七年から 第十年まで	毎年一万八千五百円につき九百円を加えた額

2～5 (略)

(実用新案登録無効審判)

第三十七条 実用新案登録が次の各号のいずれかに該当するとき
は、その実用新案登録を無効にすることについて実用新案登録
無効審判を請求することができる。この場合において、二以上
の請求項に係るものについては、請求項ごとに請求することが
できる。

一～六 (略)

七 その実用新案登録の願書に添付した明細書、実用新案登録
請求の範囲又は図面の訂正が第十四条の二第二項から第四項
までの規定に違反してされたとき。

2～4 (略)

(審判請求書の補正)

第三十八条の二 (略)

2 審判長は、前条第一項第三号に掲げる請求の理由の補正がそ
の要旨を変更するものである場合において、当該補正が審理を
不当に遅延させるおそれがないことが明らかなるものであり、か
つ、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは
、決定をもつて、当該補正を許可することができる。

一 第十四条の二第一項の訂正があり、その訂正により請求の
理由を補正する必要が生じたこと。

二 前号に掲げるもののほか当該補正に係る請求の理由を審判

第四年から 第六年まで	毎年一万五千円につき千四百円を加えた額
----------------	---------------------

2～5 (略)

(実用新案登録無効審判)

第三十七条 実用新案登録が次の各号のいずれかに該当するとき
は、その実用新案登録を無効にすることについて実用新案登録
無効審判を請求することができる。この場合において、二以上
の請求項に係るものについては、請求項ごとに請求することが
できる。

一～六 (略)

2～4 (略)

(審判請求書の補正)

第三十八条の二 (略)

2 審判長は、前条第一項第三号に掲げる請求の理由の補正がそ
の要旨を変更するものである場合において、当該補正が審理を
不当に遅延させるおそれがないことが明らかなるものであり、か
つ、当該補正に係る請求の理由を審判請求時の請求書に記載し
なかつたことにつき合理的な理由があると認めるときは、被請
求人が当該補正に同意した場合に限り、決定をもつて、当該補
正を許可することができる。

請求時の請求書に記載しなかつたことにつき合理的な理由があり、被請求人が当該補正に同意したこと。

3・4 (略)

(答弁書の提出等)

第三十九条 (略)

2 (略)

3 審判長は、第一項若しくは前項本文の答弁書を受理したとき、又は実用新案登録無効審判が特許庁に係属している場合において第十四条の二第一項若しくは第七項の訂正があつたときは、その副本を請求人に送達しなければならない。

4 (略)

5 審判長は、実用新案登録無効審判の請求があつた場合において、その請求後にその実用新案登録に基づいて特許法第四十六条の二第一項の規定による特許出願がされたときは、その旨を請求人及び参加人に通知しなければならない。

(審判の請求の取下げ)

第三十九条の二 審判の請求は、審決が確定するまでは、取り下げることができる。

2 審判の請求は、前条第一項の答弁書の提出があつた後は、相手方の承諾を得なければ、取り下げることができない。

3 審判の請求人が前条第五項の規定による通知を受けたときは、前項の規定にかかわらず、その通知を受けた日から三十日以内に限り、その審判の請求を取り下げることができる。

4 特許法第四条の規定は、前項に規定する期間に準用する。この場合において、同条中「特許庁長官」とあるのは、「審判長」と読み替えるものとする。

5 審判の請求人がその責めに帰することができない理由により第三項に規定する期間内にその請求を取り下げることができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過

3・4 (略)

(答弁書の提出等)

第三十九条 (略)

2 (略)

3 審判長は、第一項又は前項本文の答弁書を受理したとき、又は実用新案登録無効審判が特許庁に係属している場合において第十四条の二第一項の訂正があつたときは、その副本を請求人に送達しなければならない。

4 (略)

後六月以内にその請求を取り下げることができる。

6) 二以上の請求項に係る実用新案登録の二以上の請求項について実用新案登録無効審判を請求したときは、その請求は、請求項ごとに取り下げることができる。

(特許法の準用)

第四十一条 特許法第二百二十五条、第三百二十二条から第三百三十三条の二まで、第三百三十五条から第三百五十四条まで、第五百六十六条、第五百五十七条、第六百六十七条、第六百六十九条第一項、第二項、第五項及び第六項並びに第七十条の規定は、審判に準用する。

(訂正の特例)

第四十八条の十三の二 外国語実用新案登録出願に係る第十四条の二第一項の規定による訂正については、同条第三項中、「願書」に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面」とあるのは、「第四十八条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とする。

(実用新案登録証の交付)

第五十条 特許庁長官は、実用新案権の設定の登録又は第十四条の二第一項の訂正があつたときは、実用新案権者に対し、実用新案登録証を交付する。

2 (略)

(二以上の請求項に係る実用新案登録又は実用新案権についての特例)

第五十条の二 二以上の請求項に係る実用新案登録又は実用新案権についての第十二条第二項、第十四条の二第八項、第二十六条において準用する特許法第九十七条第一項若しくは第九十八条第一項第一号、第三十四条第一項第三号、第三十七条第三項、第四十一条において準用する同法第二百二十五条、第四十一条

(特許法の準用)

第四十一条 特許法第二百二十五条、第三百二十二条から第三百三十三条の二まで、第三百三十五条から第三百五十七条まで、第六百六十七条、第六百六十九条第一項、第二項、第五項及び第六項並びに第七十条の規定は、審判に準用する。

(実用新案登録証の交付)

第五十条 特許庁長官は、実用新案権の設定の登録があつたときは、実用新案権者に対し、実用新案登録証を交付する。

2 (略)

(二以上の請求項に係る実用新案登録又は実用新案権についての特例)

第五十条の二 二以上の請求項に係る実用新案登録又は実用新案権についての第十二条第三項、第十四条の二第二項、第二十六条において準用する特許法第九十七条第一項若しくは第九十八条第一項第一号、第三十四条第一項第三号、第三十七条第三項、第四十一条において準用する同法第二百二十五条、第四十一条

において、若しくは第四十五条第一項において準用する同法第百七十四条第二項において、それぞれ準用する同法第百三十二条第一項、第四十四条、第四十五条第一項において準用する同法第百七十六条、第四十九条第一項第一号又は第五十三条第二項において準用する同法第百九十三条第二項第四号の規定の適用については、請求項ごとに実用新案登録がされ、又は実用新案権があるものとみなす。

(手数料)

第五十四条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

- 一 第二条の五第一項において準用する特許法第五条第一項の規定、第三十二条第三項の規定若しくは第十四条の二第五項、第三十九条の二第四項、第四十五条第二項若しくは次条第五項において準用する同法第四条の規定による期間の延長又は第二条の五第一項において準用する同法第五条第二項の規定による期日の変更を請求する者

二・三 (略)

- 四 第五十五条第一項において準用する特許法第百八十六条第一項の規定により証明を請求する者
- 五 第五十五条第一項において準用する特許法第百八十六条第一項の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者
- 六 第五十五条第一項において準用する特許法第百八十六条第一項の規定により書類の閲覧又は謄写を請求する者
- 七 第五十五条第一項において準用する特許法第百八十六条第一項の規定により実用新案原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求する者

2 4 (略)

5 実用新案権又は実用新案登録を受ける権利が国又は第八項の規定若しくは他の法令の規定による実用新案技術評価の請求の手数料の軽減若しくは免除(以下この項において「減免」とい

において、若しくは第四十五条第一項において準用する同法第百七十四条第二項において、それぞれ準用する同法第百三十二条第一項、第四十四条、第四十五条第一項において準用する同法第百七十六条、第四十九条第一項第一号又は第五十三条第二項において準用する同法第百九十三条第二項第四号の規定の適用については、請求項ごとに実用新案登録がされ、又は実用新案権があるものとみなす。

(手数料)

第五十四条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

- 一 第二条の五第一項において準用する特許法第五条第一項、第三十二条第三項若しくは第四十五条第二項において準用する同法第四条の規定による期間の延長又は第二条の五第一項において準用する同法第五条第二項の規定による期日の変更を請求する者

二・三 (略)

- 四 次条第一項において準用する特許法第百八十六条第一項の規定により証明を請求する者
- 五 次条第一項において準用する特許法第百八十六条第一項の規定により書類の謄本又は抄本の交付を請求する者
- 六 次条第一項において準用する特許法第百八十六条第一項の規定により書類の閲覧又は謄写を請求する者
- 七 次条第一項において準用する特許法第百八十六条第一項の規定により実用新案原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求する者

2 4 (略)

5 実用新案権又は実用新案登録を受ける権利が国又は第十項の規定若しくは他の法令の規定による実用新案技術評価の請求の手数料の軽減若しくは免除(以下この項において「減免」とい

う。)を受ける者を含む者の共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、これらの者が自己の実用新案権又は実用新案登録を受ける権利について第二項の規定により納付すべき実用新案技術評価の請求の手数料は、同項の規定にかかわらず、国以外の各共有者ごとに同項に規定する実用新案技術評価の請求の手数料の金額(減免を受ける者にあつては、その減免後の金額)にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならぬ。

6 前二項の規定により算定した手数料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

7 (略)

8| (略)

(手数料の返還)

第五十四条の二 実用新案技術評価の請求があつた後に第十二条第七項の規定によりその請求がされなかつたものとみなされたときは、その請求人が前条第二項の規定により納付した実用新案技術評価の請求の手数料は、その者に返還する。

2| 第三十九条の二第三項又は第五項に規定する期間(同条第三項に規定する期間が同条第四項において準用する特許法第四条の規定により延長されたときは、その延長後の期間)内に実用新案登録無効審判の請求が取り下げられたときは、その請求人が前条第二項の規定により納付した審判の請求の手数料は、その者の請求により返還する。

3| 前項の規定による手数料の返還は、実用新案登録無効審判の請求が取り下げられた日から六月を経過した後は、請求することができない。

4| 実用新案登録無効審判の参加人が第三十九条第五項の規定による通知を受けた日から三十日以内にその参加の申請を取り下

う。)を受ける者を含む者の共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、これらの者が自己の実用新案権又は実用新案登録を受ける権利について第二項の規定により納付すべき実用新案技術評価の請求の手数料は、同項の規定にかかわらず、国以外の各共有者ごとに同項に規定する実用新案技術評価の請求の手数料の金額(減免を受ける者にあつては、その減免後の金額)にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、

6 前項の規定により算定した手数料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

7 (略)

8| 過誤納の手数料は、納付した者の請求により返還する。

9| 前項の規定による手数料の返還は、納付した日から一年を経過した後は、請求することができない。

10| (略)

- げたときは、その参加人が前条第二項の規定により納付した参加の申請の手数料は、その者の請求により返還する。
- 5| 特許法第四条の規定は、前項に規定する期間に準用する。この場合において、同条中「特許庁長官」とあるのは、「審判長」と読み替えるものとする。
- 6| 実用新案登録無効審判の参加人がその責めに帰することができない理由により第四項に規定する期間内にその参加の申請を取り下げることができない場合において、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内にその申請を取り下げたときは、同項の規定にかかわらず、その参加人が前条第二項の規定により納付した参加の申請の手料は、その者の請求により返還する。
- 7| 第四項及び前項の規定による手数料の返還は、参加の申請が取り下げられた日から六月を経過した後は、請求することができない。
- 8| 実用新案登録無効審判の参加人がその参加の申請を取り下げない場合において、第四項又は第六項に規定する期間（第四項に規定する期間が第五項において準用する特許法第四条の規定により延長されたときは、その延長後の期間）内に実用新案登録無効審判の請求が取り下げられたときは、その参加人が前条第二項の規定により納付した参加の申請の手料は、その者の請求により返還する。ただし、第四十一条において準用する同法第四十八条第二項の規定により審判手続を続行したときは、この限りでない。
- 9| 前項の規定による手数料の返還は、実用新案登録無効審判の請求が取り下げられた日から一年を経過した後は、請求することができない。
- 10| 過誤納の手料は、納付した者の請求により返還する。
- 11| 前項の規定による手数料の返還は、納付した日から一年を経過した後は、請求することができない。